

令和9～18年度 飯田市下水道処理施設包括的運転管理業務委託



Point

<7/4の公表について>

7/4に「公募資料（案）」として公表した意図は、プロポーザルへの参加を検討される事業者各位に内容のフィードバックをいただきより良い公募資料を検討していくことであり、今回公表した公募資料（案）の内容は決定事項ではありません。公募資料の確定版は11月に公表予定です。

令和7年8月7日説明会

目次

I. 委託内容

1. 業務概要

2. WPPPへのビジョン

3. 委託者への報告・モニタリング

II. 業務の責任分担

1. リスク分担

2. ペナルティ概要

III. 委託費

IV. プロポーザル実施スケジュール

V. プロポーザル参加資格

Q&A

※本資料はプロポーザルへの参加をご検討いただくことを目的としたものであり、左記目的以外または貴社外でのご利用、及び第三者への開示がされることのないようお願い申し上げます。

目次

- I. 委託内容
 - 1. 業務概要
 - 2. WPPPへのビジョン
 - 3. 委託者への報告・モニタリング
- II. 業務の責任分担
 - 1. リスク分担
 - 2. ペナルティ概要
- III. 委託費
- IV. プロポーザル実施スケジュール
- V. プロポーザル参加資格
- Q&A

本委託は公共下水道および特定環境保全公共下水道の業務を対象とする

委託対象業務 (1/2)

Point

運転管理業務の担当から代表企業を選出する。代表企業は統括管理業務も担当する

	処理場 (公共・特環)	処理場 (農集・小規模)	管路	MP
(ア) 統括管理業務	○	対象外	対象外	対象外
(イ) 運転管理業務	○ 代表企業	対象外	対象外	対象外
(ウ) 計画策定業務	○ 委託対象	対象外	対象外	対象外
(エ) 改築更新業務	対象外	対象外	対象外	対象外

WPPPにおける「更新支援型」とし、(ア) 統括管理、(イ) 運転管理、(ウ) 計画策定の3業務を委託対象とする

委託対象業務 (2/2)

委託対象		委託対象外
(ア) 統括管理	(1) マネジメント業務 (2) 業務計画書及び報告書の作成 (3) セルフモニタリング業務 (4) データ管理業務 (5) BCP作成支援・協力	Point 運転管理統括は代表企業が担う
(イ) 運転管理	(1) 運転業務 (2) 保守点検・整備業務 (3) 水質・汚泥試験業務 (4) 環境計測業務 (5) 環境整備業務 (6) 修繕業務 (一定額内) (7) 物品等の調達及び管理業務 (8) 緊急時対応業務 (9) その他業務 (文書作成、見学者対応等)	廃棄物運搬処分業務 修繕業務(一定額超) 一部の物品調達 (電力等)
(ウ) 計画策定	(1) ストックマネジメント計画策定業務 BCP策定	耐震化計画策定 耐水化計画策定
(エ) 改築更新	Point 統括管理の一環として、本市作成のBCPとの連携を行う	詳細設計業務 更新工事実施 施工監理 Point WPPPにおける「更新支援型」を採用し、改築更新業務は飯田市が実施する

統括管理業務は、各業務を統括的に管理し、本市や他事業者と協調しながら、円滑な下水道事業運営に貢献することを目的とする

(ア) 統括管理業務の概要

(1)マネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> 本委託期間における業務実施計画書を作成し、一体的な業務を効果的・効率的かつ安定的に提供し、当該委託に関する委託者への積極的な提案、情報交換、その他必要な調整などマネジメント業務を実施する 本委託における各種作業が安全に実施されるよう、監理・監督を行う 受託者内での業務運営、また、委託者及び委託者が別途契約する業務受託者及び工事請負者との調整等を必要に応じ行い、適正な事業運営を行う
(2)業務計画書及び報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> 本委託期間における業務実施計画書及び業務報告書の作成、とりまとめを行い、委託者へ提出する
(3)セルフモニタリング業務	<ul style="list-style-type: none"> 本委託における各種業務が適切に実施されていることを示すためのセルフモニタリングを実施する 委託者が本委託に対して実施するモニタリングの対応を行う
(4)データ管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 点検・調査、修繕及び緊急時対応等の各業務の結果について、運転管理情報として委託者が管理する施設管理システムにデータを反映する
(5)BCP作成支援・協力	<ul style="list-style-type: none"> 委託者が別途策定するBCPについて、本委託との関係性を考慮して、内容の協議・情報共有を行う

**運転管理業務は、浄化センターにおける運転操作等、下水処理を
安定的に運営し、飯田市民の安全・安心・快適な生活を継続的に守ることを目的とする**

(イ) 運転管理業務の概要

(1)運転業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央監視および操作（24時間） ・ 機械・電気設備の運転操作 ・ 機器故障時及び非常時の対応 ・ 水処理及び汚泥処理にかかる運転操作 ・ 委託者発注の修繕及び改築業務に係る運転操作及び立会 ・ その他、業務上必要な運転監視操作等
(2)保守点検・整備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設、機械、電気設備、建築付帯設備の点検、保守、（機会・設備の）軽微な整備 ・ 施設台帳整備
(3)水質・汚泥試験業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理に要する水質・汚泥試験、異常流入時等の水質・汚泥試験、法定試験
(4)環境計測業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臭気及び大気等測定
(5)環境整備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の清掃・整理整頓、除草、樹木剪定、消毒、除雪等
(6)修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械・設備等の予防修繕（計画修繕）、緊急的修繕（計画外修繕）
(7)物品等の調達及び管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品、薬品類の調達、管理
(8)緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理機能停止等の緊急時における危機管理：緊急連絡、緊急配備、初動対応、応急措置 ・ 緊急対応訓練、備蓄資材の管理
(9)その他業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種文書作成・作成補助：各種報告書作成、各関係機関への報告書、各種マニュアル、引継書 ・ 引継 ・ 見学者対応補助業務 ・ 一般・産業廃棄物の管理 ・ 文書（完成図書等）貸与品、その他備品の管理 ・ 車両日常点検

計画策定業務は、運転管理で蓄積された情報を活用した効果的な ストックマネジメント計画の策定・投資最適化による、機能維持・経営安定化を目的とする

(ウ) 計画策定業務の概要

(1)ストックマネジメント計画策定業務

- ・ 本業務の対象施設について、ストックマネジメント全体計画に基づく点検・調査を実施して修繕・改築計画を作成し、ストックマネジメント実施計画（第Ⅲ期および第Ⅳ期の計2回）の申請を行うことを目的とする
- ・ ストックマネジメント計画については、運転管理業務で得られた施設の点検情報などを活用し、「管理・更新一体マネジメント方式」の趣旨に沿った内容として策定すること

Point

本市で作成する再構築計画（R8年3月完成予定）を踏まえ
て作成・更新が必要

Point

- 後述の「WPPPへのビジョン」やその上位概念である以下を十分に
ご理解のうえ、ア～ウ各業務に取り組んでいただきたい
- ・ 飯田市下水道ビジョン
 - ・ 飯田市総合計画
 - ・ 21'いいだ環境プラン

目次

I. 委託内容

1. 業務概要

2. WPPPへのビジョン

3. 委託者への報告・モニタリング

II. 業務の責任分担

1. リスク分担

2. ペナルティ概要

III. 委託費

IV. プロポーザル実施スケジュール

V. プロポーザル参加資格

Q&A

飯田市下水道事業では「持続可能性」を最重視している。受託者にはA～Eの各観点について、Basicの確実な遂行に加えてTopへの積極的な取組を期待するWPPPへのビジョン



※WPPPへのビジョンは検討中のため変更の可能性あり。確定版は11月に公表予定

目次

I. 委託内容

1. 業務概要

2. WPPPへのビジョン

3. 委託者への報告・モニタリング

II. 業務の責任分担

1. リスク分担

2. ペナルティ概要

III. 委託費

IV. プロポーザル実施スケジュール

V. プロポーザル参加資格

Q&A

受託者は10箇年の全体計画、5箇年計画、年間計画、緊急時計画を提出する
業務報告では運転状況とあわせて各種計画の遂行状況も確認する

受託者が提出する計画書・報告書

受託者					
本市	計画	期間の長さ	提出時期	業務実施方法	修繕計画
モニタリング・評価	業務報告	10箇年 R9-18	・ 契約当初	業務実施全体計画書	
		5 箇年 R9-13 R14-18	・ 10年間の委託期間で2回提出 ・ 契約当初（業務開始前） ・ 5年経過時（中間評価時を想定）	5 箇年業務 実施計画書	5 箇年 修繕計画書
		年間	・ 各年度初め	年間業務 実施計画書	年間 修繕計画書
		緊急時	・ 契約当初（業務開始前） ・ 以降都度修正	緊急時対応 計画書	
提案評価・実現策					
モニタリング・評価	業務報告	期間の長さ	提出時期	業務実施記録	データ
		日次	・ 当日17時（口頭）+翌日9時まで（書面）	運転日誌	・ 天候・気候・雨量 ・ 作業内容 ・ 汚水流入量、物品使用量
		月次	・ 毎月定例会（都度調整）	月間業務報告書	・ 運転日誌の総括、月集計 ・ 点検・修繕の実施記録等
モニタリング・評価	業務報告	年次	・ 各年度末	年間業務報告書	・ 月間業務報告書の総括 ・ 技術提案事項の評価と実現策等

目次

I. 委託内容

1. 業務概要

2. WPPPへのビジョン

3. 委託者への報告・モニタリング

II. 業務の責任分担

1. リスク分担

2. ペナルティ概要

III. 委託費

IV. プロポーザル実施スケジュール

V. プロポーザル参加資格

Q&A

業務上の責任は、原則として受託者が負うものとするが、合理的な理由がある事項については本市が責任を負う

リスク分担の基本的な考え方

原則

業務上の責任は受託者が負う

ただし以下「合理的な理由がある事項」に該当する場合は本市が責任を負う

理由	(ア) 統括管理	(イ) 運転管理	(ウ) 計画策定	
本市の行動によるもの	<ul style="list-style-type: none">本市が実施する業務に係る責任（廃棄物運搬・処分等）本市の行政サービスに係る住民運動・訴訟への対応	✓	✓	✓
	<ul style="list-style-type: none">本市の指示による計画変更等本市の発注による修繕に係るリスク		✓	
受託者に対する不可抗力	<ul style="list-style-type: none">受託者の責によらない法令上の責任天災等の不可抗力による業務の変更・中止・延期	✓	✓	✓
運転管理上の例外	<ul style="list-style-type: none">流入水量が計画汚水量の1.5倍を上回った場合特定事業場等から悪質下水の排出があった場合天災等の不可抗力により正常な運営が不可能であった場合施設劣化や処理能力低下について事前に合意している場合飯田市と受注者の協議により、やむを得ない事情としての合意が得られている場合		✓	
一定範囲を超える人件費・物価変動	<ul style="list-style-type: none">（詳細後述）	✓	✓	✓

人件費、薬品費はその単価につき、一定以内の変動リスクは受託者が負うが、それを超える変動リスクは本市が負う。修繕費は既定金額以上の発生分を本市が負う

人件費・物価リスクの分担

原則

基準単価以内の変動は受託者が負う
修繕費は規定金額を定める
→ 超過分は本市が負う

基準単価は以下の通り

費目	基準単価
人件費	令和7年度公共工事設計労務単価（電工）
薬品費	本市の指定する単価（追って詳細通知）

規定金額は以下の通り

費目	既定金額
修繕費	（追って詳細通知）

目次

I. 委託内容

1. 業務概要

2. WPPPへのビジョン

3. 委託者への報告・モニタリング

II. 業務の責任分担

1. リスク分担

2. ペナルティ概要

III. 委託費

IV. プロポーザル実施スケジュール

V. プロポーザル参加資格

Q&A

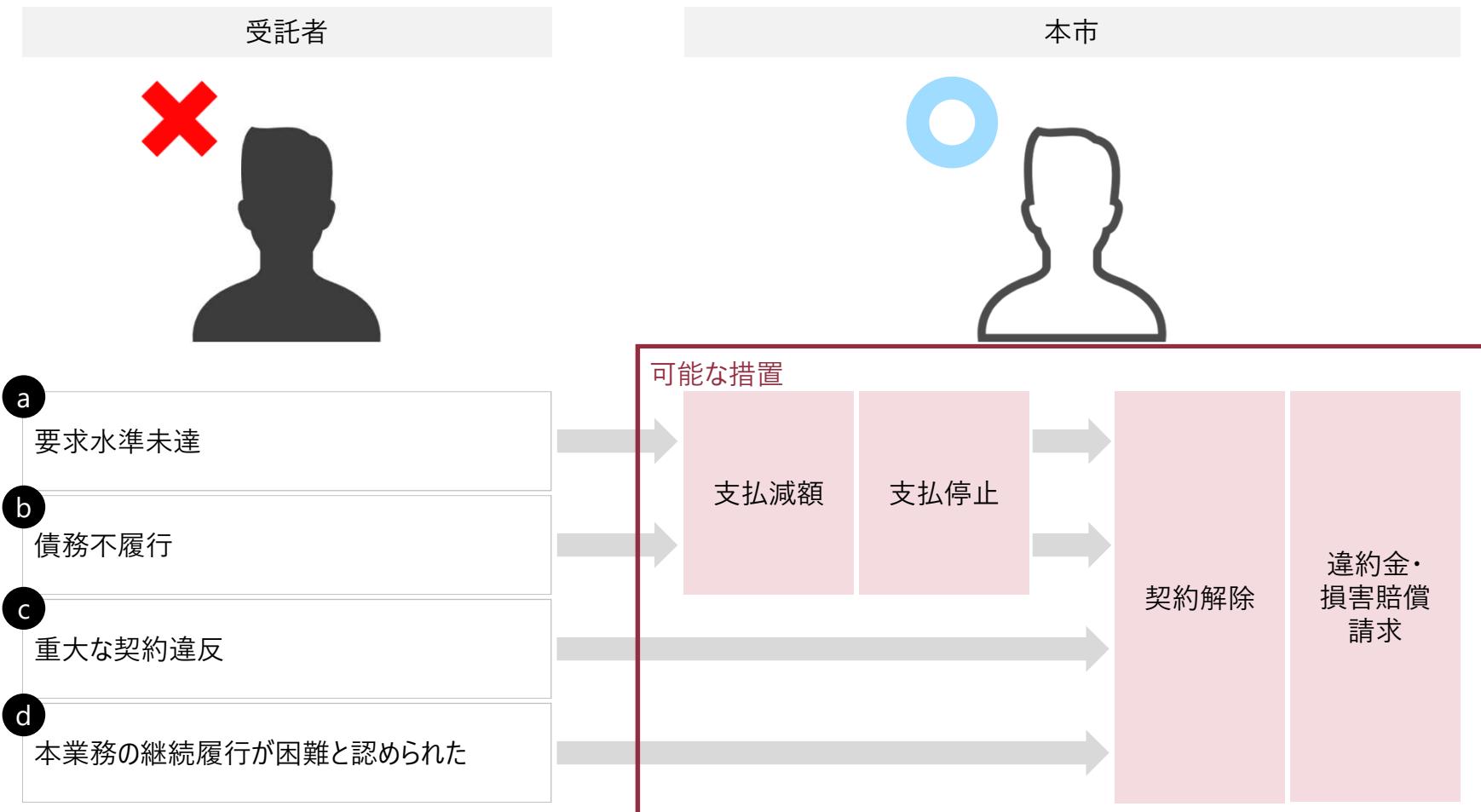
契約解除等に繋がるケースとして3種類ありえる
そのうち、受託者の責によるものはペナルティとして本市が扱いを決めることができる

契約解除等に繋がるケース



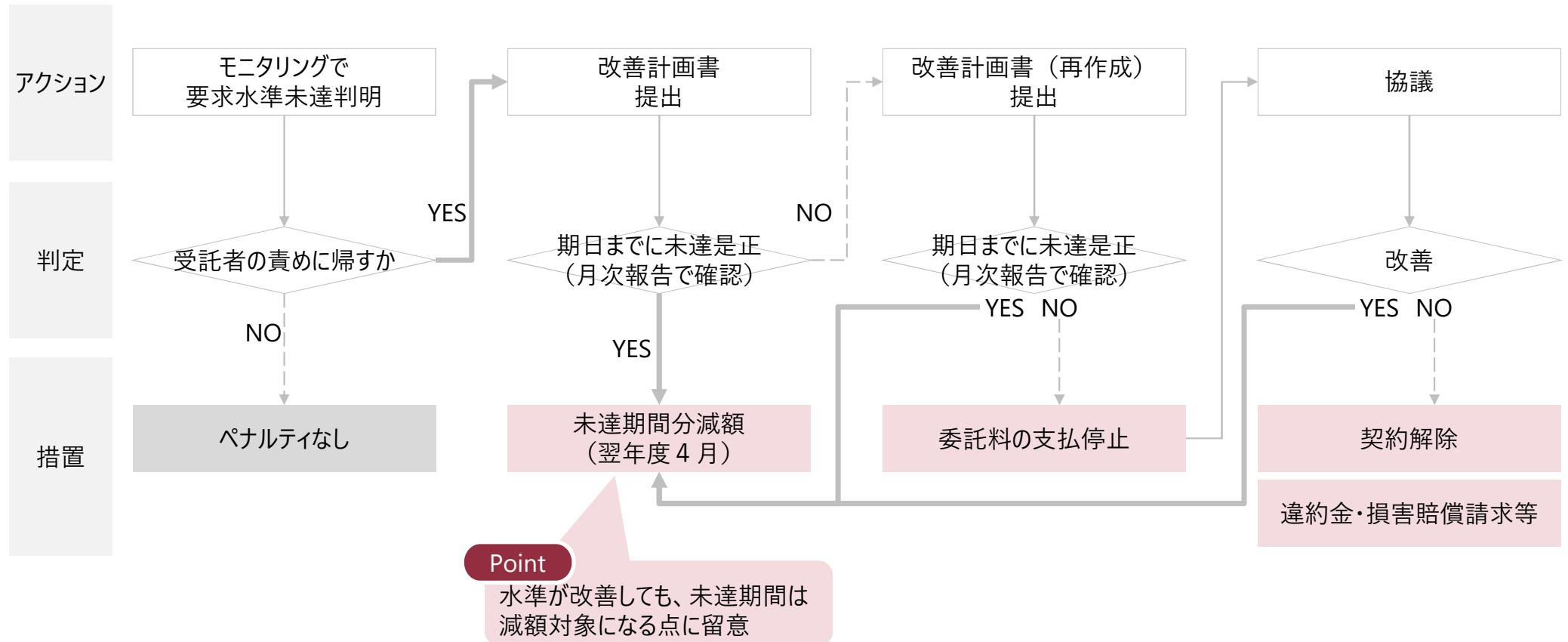
受託者側で十分な業務遂行ができない場合や契約違反があった場合、本市から支払減額・停止、契約解除、損害賠償等請求を行うことができる

受託者の責によるケースの措置（ペナルティ）



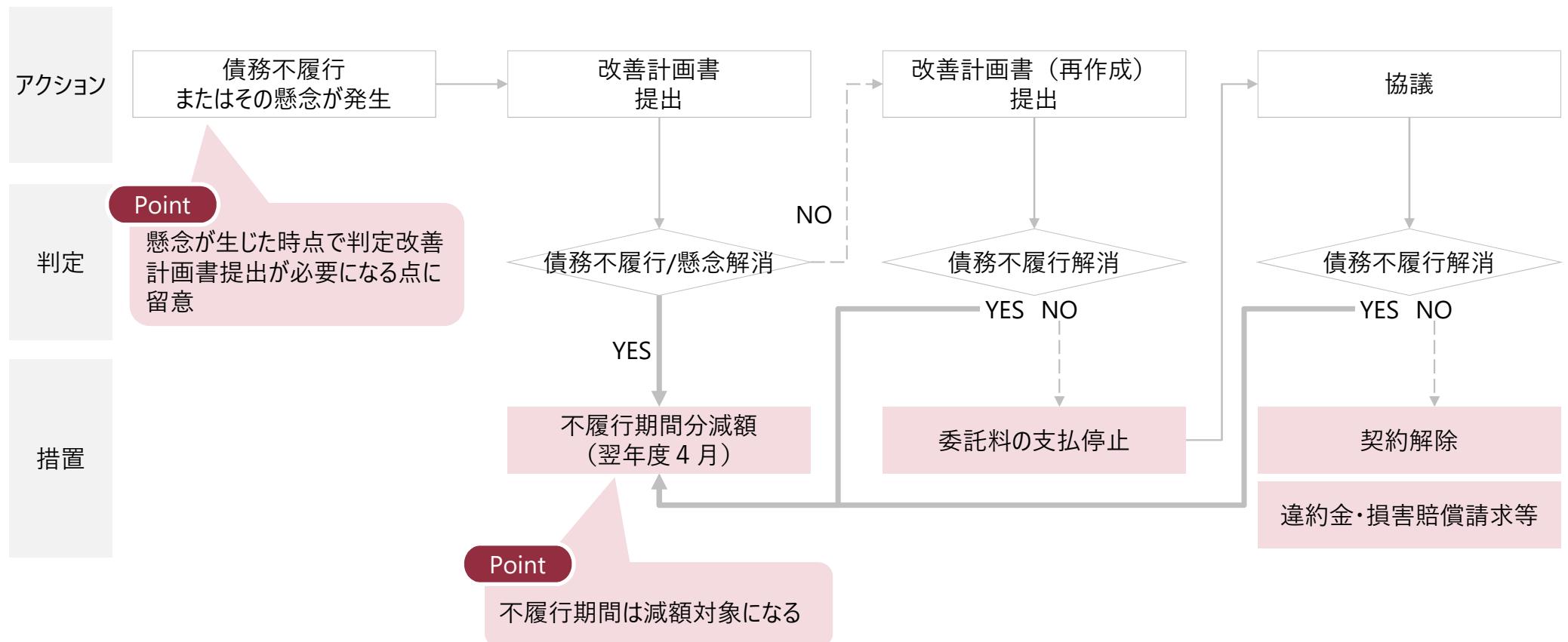
要求水準未達が発生した場合、2度の改善機会がある それでも改善しない場合は契約解除・賠償請求となりえる

a 受託者の責によるケース：要求水準未達の判定フロー



債務不履行またはその懸念が発生した場合、2度の改善機会がある
それでも改善/解消しない場合は契約解除・賠償請求となりえる

④ 受託者の責によるケース：債務不履行の判定フロー



**重大な契約違反とは、公衆への損害や不正行為等があった場合を指す
継続履行が困難な場合とは、受託者の財務状況悪化等を指す**

受託者の責によるケース： c 重大な契約違反 / d 継続履行が困難 に該当するケース

c	重大な契約違反	公衆への損害	<ul style="list-style-type: none">・ 第三者に損害を与えるような処理停止等を招く重大な契約不適合があった・ 公衆に死亡者・負傷者、重大な損害を与えた
		不正・不誠実な行為	<ul style="list-style-type: none">・ 報告書に重大な虚偽があった・ 受託者の役員等・使用人から本市や他の公共機関の職員への贈賄容疑による逮捕や公訴があった・ 重大な法令違反、再委託先への支払い代金の全部の不払い等の行為があった

d	継続履行が困難	<ul style="list-style-type: none">・ (例) 受託者の財務状況が著しく悪化した等
----------	---------	---



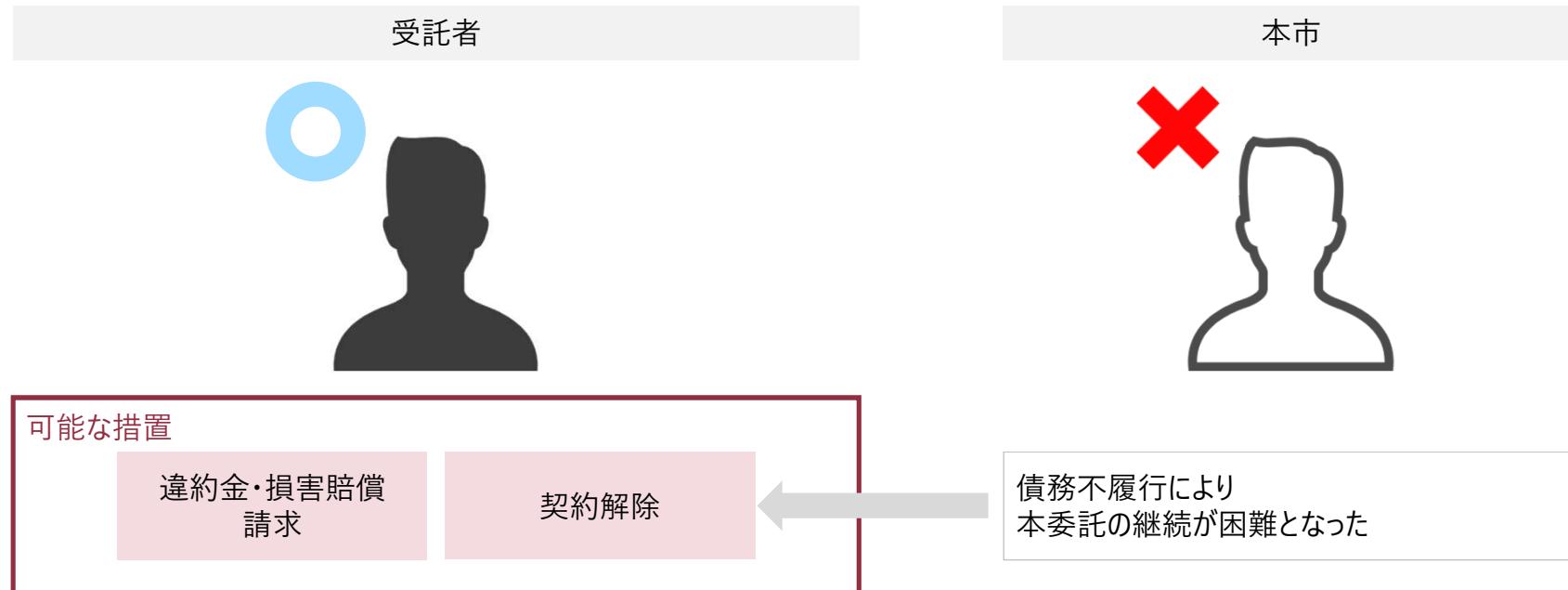
受託者

本市

いずれでもない

本市の債務不履行が原因で委託の継続が困難になった場合、受託者から契約解除、損害賠償等請求を行うことができる

本市の責によるケースの措置



不可抗力等で委託継続が困難になった場合、双方で協議となるが、一定期間内に協議が整わない場合は本市から契約解除を行うことができる

いずれの責でもないケースの措置



目次

I. 委託内容

1. 業務概要

2. WPPPへのビジョン

3. 委託者への報告・モニタリング

II. 業務の責任分担

1. リスク分担

2. ペナルティ概要

III. 委託費

IV. プロポーザル実施スケジュール

V. プロポーザル参加資格

Q&A

委託費の概算総額は約47.6億円※を想定している。詳細は11月に公表する

委託費

項目	施設別内訳					委託料清算協議対象	
	松尾	川路	竜丘	和田	合計	人件費変動	物価変動
A マネジメント業務委託料						○	—
B 運転管理業務委託料						○	—
C その他委託料						○	—
D 消耗品費						—	○ (薬品費のみ対象)
E 燃料費	概算約47.6億円※					—	—
F 手数料						○	—
G 工事費	詳細は11月に公表予定					○	—
H 修繕費						○	—
I 通信費（監視カメラ通信回線料）						—	—
J 計画策定業務委託料						○	—
合計						—	—
市が負担する項目							
K 動力費（電気料金）	—						
L 光熱水費（水道・ガス）	—						
M 通信費（ケーブル回線・インターネット回線等）	—						

Point

R7.3運営審議会で公表した金額

目次

I. 委託内容

1. 業務概要

2. WPPPへのビジョン

3. 委託者への報告・モニタリング

II. 業務の責任分担

1. リスク分担

2. ペナルティ概要

III. 委託費

IV. プロポーザル実施スケジュール

V. プロポーザル参加資格

Q&A

参加者は<Step1>参加書類提出（1/16期限）<Step2>技術提案書提出（5/15期限）<Step3>対面でのプロポーザル実施（～6/19）が求められる

プロポーザル実施スケジュール

本日

※日程は後日変更の可能性あり

実施事項	時期	R7												R8												R9			
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4						
マイルストン														11/7～1/16 参加受付	1/30 資格確認結果通知														
本市からの質問回答、説明会														2/1～5/15 提案書受付	～6/19 プロポーザル														
募集要項（案）への質問受付・回答	7/4～8/29・9/12	受付	回答																						8/7 提案審査結果通知	4/1 業務開始			
募集要項への質問受付・回答	11/8～12/5・12/19							受付	回答																				
技術提案書質問受付・回答	11/8～2/20・3/31							受付		回答																			
説明会・見学会 第1回・第2回	8/7・2/20		第1回												第2回														
競争的対話	～2/20																												
参加者の実施事項																													
<Step1>参加申込																													
募集要項等への質問（任意）	7/4～8/29・11/7～12/5																												
参加書類提出	11/7～1/16																												
<Step2>技術提案書提出																													
技術提案書作成要領への質問（任意）	7/4～8/29・11/7～2/20																												
技術提案書提出	2/1～5/15																												
<Step3>プロポーザル実施																													
プロポーザル実施（対面）	～6/19																												
<Step4>（対象者のみ）協議、引継ぎ、業務開始																													
優先交渉権者は本市と協議	8/8～10/30																												
委託契約の締結	～10/30																												
引継ぎ・業務開始	11/1～3/31・4/1～																							引継ぎ	開始				

目次

I. 委託内容

1. 業務概要

2. WPPPへのビジョン

3. 委託者への報告・モニタリング

II. 業務の責任分担

1. リスク分担

2. ペナルティ概要

III. 委託費

IV. プロポーザル実施スケジュール

V. プロポーザル参加資格

Q&A

応募は単独企業、共同企業体とも可能 代表企業の選出や禁止条項に十分注意いただきたい

参加資格要件(1/2)

応募形態	<ul style="list-style-type: none">■ 単独企業 または■ 共同企業体<ul style="list-style-type: none">・ (イ) 運転管理業務を担当する者の中から代表企業を選出すること・ 代表企業が手続きすること・ 甲型JVの場合は、代表企業の出資比率が構成員中最大であること
禁止条項	<p>以下のうち1つでも、または構成企業中1企業でも該当した場合は応募できない/応募取り消し</p> <ul style="list-style-type: none">■ 公正なプロポーザルの実施を阻害する行為<ul style="list-style-type: none">・ 1つの企業による重複応募・ 異なる応募者間に資本関係・人的関係が存在・ 本委託のアドバイザリー業務に関わっている法人（有限責任監査法人トーマツ）と資本関係・人的関係が存在・ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当■ 本市の認定を受けていない者<ul style="list-style-type: none">・ 飯田市入札参加の指名停止を受けている・ 会社更生法/民事再生法の手続開始申し立て■ 法令・条約等への違反行為<ul style="list-style-type: none">・ 暴力団関係者/暴力団員等・ 法人税/消費税/地方消費税の滞納・ 健康保険法/厚生年金保険法/雇用保険法の義務の不履行■ その他<ul style="list-style-type: none">・ 長野県内に本店、支店、営業所のいずれかを設置していない

Point

参加資格について意見があれば、
質問受付の期間等に伺いたい

運転管理、計画策定業務にはそれぞれ資格要件や実績要件があるため留意いただきたい

参加資格要件(2/2)

	(イ) 運転管理	(ウ) 計画策定
登録	<ul style="list-style-type: none">■ 令和7年度飯田市競争入札資格（上下水道施設管理業務）を有する■ 下水道処理施設維持管理業者登録簿（国土交通省）に登録している	<ul style="list-style-type: none">■ 令和7年度飯田市競争入札資格（建設コンサルタント（下水道部門））を有する■ 全国上下水道コンサルタント協会中部支部に加盟している
地域	<ul style="list-style-type: none">■ 物品調達、施設管理業務等の発注において、飯田市内に本店を置く事業者と連携し地域に貢献できる■ 常駐職員は緊急時に居住地から60分以内に勤務地に出動できる	n/a
資格・スキル	<ul style="list-style-type: none">■ 常駐（1名以上。自社社員）：<ul style="list-style-type: none">・ 下水道技術者（下水道法22条第2項に定める資格）・ 危険物取扱者（乙種第四類以上）・ 1級ボイラ-技士・ 2級ボイラ-技士・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習修了者・ 第3種電気主任技術者・ 第2種電気工事士・ 小型式移動式クレーン運転技能講習修了者・ クレーン運転特別教育受講者・ 玉掛け技能講習修了者・ 特定化学物質等作業主任者 技能講習修了者・ 毒物劇物取扱責任者	<ul style="list-style-type: none">■ 管理技術者（自社社員）：<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（上下水道部門（下水道））または・ 技術士（総合技術監理部門（下水道））または・ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）（下水道）■ 照査技術者（自社社員）：<ul style="list-style-type: none">・ 技術士（上下水道部門（下水道））または・ 技術士（総合技術監理部門（下水道））または・ RCCM（下水道） <p>※管理技術者と照査技術者は兼任不可</p>
実績	<ul style="list-style-type: none">■ 地方自治体にて平成27年4月1日以降に、現有処理能力（晴天日）が49,000m³/日以上の分流式下水道終末処理場について、レベル2.5以上の包括的な運転及び維持管理業務に関する元請実績を5年以上有する	<ul style="list-style-type: none">■ 長野県内の下水道処理施設に関するストックマネジメント計画策定業務を完了した実績を有する■ 管理技術者、照査技術者とも公共下水道ストックマネジメント計画策定業務実績を有する

本日はありがとうございました

<公募資料（案）等についての質問、意見>

- ・ 受付期間：令和7年7月7日（月）から令和7年8月29日（金）17時まで
- ・ 提出方法：飯田市HP参照 <https://www.city.iida.lg.jp/site/jougesuido/wpppkoubo.html>
- ・ 回答予定：令和7年9月12日（金）（予定）